

たばこの売渡し等にかかる税金で、たばこの価格に含まれています。

1 納める方は

小売販売業者に製造たばこを売り渡す卸売販売業者等

2 納める額は

製造たばこ本数(1,000本につき) × 税率

税率については、次のとおり段階的に引き上げられています。

(1) 紙巻たばこ(1,000本につき)について

	H30.10.1～	R2.10.1～	R3.10.1～
道府県たばこ税	930円	1,000円	1,070円
市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円
国のたばこ税(たばこ特別税を含む)	6,622円	7,122円	7,622円
合計	13,244円	14,244円	15,244円

(2) 加熱式たばこについて

加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算は、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で行うこととされています。

加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算値 = A + B + C

A = 加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を含む) × 0.0 (注2)

B = $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量(巻紙、フィルター等の重量を除く)}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 1.0$ (注3)

C = $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価(消費税抜き)}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(注1)}} \times 0.5 \times 1.0$ (注3)

(注1) 「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

(注2、3) 加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から令和4年10月1日までにかけて、段階的に行われました。

期 間		(注2) の率	(注3) の率
経 過 措 置	平成30年10月1日～(第一段階)	0.8	0.2
	令和元年10月1日～(第二段階)	0.6	0.4
	令和2年10月1日～(第三段階)	0.4	0.6
	令和3年10月1日～(第四段階)	0.2	0.8
	令和4年10月1日～(第五段階)	0.0	1.0

(3) 葉巻たばこについて

令和2年度の税制改正によって、葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法が変更されました。

換算方法は下記のとおり

- ・軽量の葉巻たばこ(※)……………1本につき1本(令和3年9月30日までは0.7本)
- ・上記以外の葉巻たばこ……………1gにつき1本

※「軽量の葉巻たばこ」とは、1本当たりの重量が1g未満(令和3年9月30日までは0.7g未満)のものをいいます。

3 申告と納税は

卸売販売業者等が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。